

納税猶予は5年間の 無利子延納として活用

～厳しいリスクを逆手に取って

事務所経営の革新にも活かす～

講師紹介

まさぐち せいいち
牧口 晴一 氏

牧口会計事務所 所長 税理士
法務大臣認証「事業承継ADR」調停補佐人

昭和28年生まれ、慶應義塾大学法学部法律学科卒。名古屋大学法学部大学院(会社法)修士。

<主な著書>

『イラストでわかる中小企業経営者のための新会社法』(経済法令・2006年)
『非公開株式譲渡の法務・税務(第6版)』(中央経済社2019年)
『事業承継に活かす従業員持株会の法務・税務(第3版)』(中央経済社・2015年)
『組織再編・資本等取引をめぐる税務の基礎(第3版)』(中央経済社・2018年)
『決算書は役立たない! 経営計画会計入門』(中央経済社2019年)
『中小企業の事業承継(第11版)』(清文社・2020年) など他多数



ごあんない

このセミナーの狙いは、事務所経営を革新するために納税猶予を戦略として活用できるようになることです。そのために一番お伝えしたいことは「納税猶予は、事務所の経営戦略である」と言うことです。納税猶予は取消されるリスクがあります。この為、逃げ腰の事務所も多いと聞きます。しかしこれからは取り組まざるを得なくなります。なぜなら本業の決算申告業務は、ロボットやAIに浸食され付加価値を失いつつあるからです。ところが相続税は高齢化で多く亡くなりますし、納税猶予には判断業務が多くて、まだまだ安全地帯です。しかも納税は経営計画とは切り離せないため税理士の独占業務です。だからこそ納税猶予は事務所の経営戦略なのです。

そこで、今日は事務所経営において儲けてもらうための納税猶予を使った2つの方法を紹介します。その1つ目は、納税猶予を“猶予と考えずに”5年間の無利子延納と考えること。2つ目は、経営計画を“全社”提出することです。この2つをやることで、納税猶予を千載一遇のチャンスとして事務所経営の革新を達成できるのです。

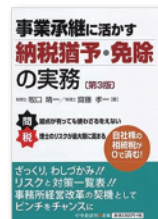
講座内容

- 【1】全体像確認(みなし相続・特例措置と一般措置など)
- 【2】一般的なリスク「取消し」と永遠に続く届出義務
- 【3】以前からの意外なリスク。相続では8か月が申請期限ではない
- 【4】意外なリスクに簡単に該当してしまう ①遺留分 ②解散 ③減資
- 【5】改正で複雑化したリスク ①複数贈与者 ②複数受贈者の罠
- 【6】4つの対策 ①1対1の原則 ②贈与から ③分社 ④強制納税
- 【7】納税猶予と考えずに5年間の無利子延納と考えるメリット
- 【8】特例承継計画は感謝される仕事への架け橋
- 【9】計画を全社提出することの法務・営業メリット・リスク対策
- 【10】新領域に、営業が苦手な職員でも簡単に導入でき感謝される

使用テキスト

事業承継に活かす納税猶予・免除の実務【第3版】

牧口 晴一・齋藤 孝一 共著
(中央経済社・2019年7月発行)
定価:4,290円(税込)



※セミナー受講者様は
4,000円(税込)で
書籍が購入できます。

■日時 2020年6月12日(金)／10:30～17:00 (受付開始は30分前です)

■受講料 30,000円(資料代・税込み) ※本講座では書籍を使用します。(別途4,000円)

■定員 60名 ■場所 TAP高田馬場

会員割引

※書籍は
割引対象外です

- ※1 無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員
- ※3 40%off: 事業承継スペシャリスト・マイスター認定者(一般社団法人事業承継検定協会主催)

 **FAX:03-3208-6255**



セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 TAP 実務セミナー または ➡

2020.6.12(金) 講師:牧口 晴一 氏

納税猶予は5年間の無利子延納として活用

受講申込書

ご記入月日	年 月 日			
ふりがな				
事務所名 または会社名				
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL ※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。		
		FAX		
ふりがな				
参加者名	E-mail			
業 種	☐ 弁護士 ☐ 税理士 ☐ 公認会計士 ☐ 司法書士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 行政書士 ☐ 社会保険労務士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 中小企業診断士 ☐ FP ☐ 金融機関 ☐ 証券 ☐ 保険 ☐ コンサルティング会社 ☐ 不動産業 ☐ 住宅・建設 ☐ その他()			
認定区分	AFP ・ CFP [®] 番号() ※お持ちの方はご記入ください。			
書 籍	☐ 書籍を持参する ☐ 書籍を購入する(別途4,000円) ※必ずどちらかをお選びください。			

☐ 東京定額制クラブ会員 ☐ TAP実務家クラブ会員 ☐ 一般
☐ TAP実務セミナー利用券使用(No.) ☐ 事業承継スペシャリスト・マイスター認定者

●本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAXいたします。
 ●お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承下さい。

〈TAP高田馬場〉

【所在地】

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

【交通アクセス】

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
 TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

 <https://tap-seminar.jp>  seminar@t-ap.jp

